

相続と新聞

No.1 藤田明税理士事務所 市川市菅野 4-13-1-305

税理士の藤田明と申します。今回は皆様に相続贈与の情報をお伝えいたしたく、相続贈与新聞を発行しました。皆様のご参考になれば幸いです。

最近の相続で感じることは少子高齢化であります。相続人となる方が一人、二人が大半です。一人っ子相続や兄弟二人の相続が多いです。相続といえますと前妻と後妻の子供が相続争いをするというドラマ風に考えますが、スムーズに相続される場合が多いです。

一方で被相続人の方、お亡くなりになる方ですが、高齢化が進んでいます。90歳代になっての死亡が多いです。大半は80、90まで長生きされています。年齢が高いので介護施設に入所して老人ホームでお亡くなりになる。お金が続くかどうか。高級な老人ホームは月30万から40万はします。2、3年で3千万円ぐらいがなくなってしまう。お金の切れ目が命の切れ目ということになります。

会社経営者であれば銀行借入金があります。社長が倒れば会社の経営も出来なくなります。会社で社長に生命保険を掛けていれば、死亡時に保険金が入ります。しかし保険をかけていない場合がよく見られます。

相続時に負債が有るとい時は、財産を相続するよりも相続放棄をする方が有利です。相続放棄は裁判所に相続後3ヶ月以内に行います。

祖父母の時代は子供が多かった。今の90歳代の方の親と違いますと、昭和の初めを生きた方々で、戦前に暮らしていた方々です。当時は子供が4人〜6人ぐらいはザラでした。当時の相続は明治31年に制定された旧民法によっていました。

1. 先ず家が第一である。家は祖先から子孫へと承継されていくものである。
2. 家は家督相続として長男男子が単独で相続するのが原則である。
3. 家の長である戸主には、家を統括するための強大な戸主権が与えられ家の財産の処分権や婚姻の承諾権が戸主の専属権であった。結婚も親の命に従わなければなりません。

戦前とは違い、戦後の民主主義の民法の参考下では子供はすべて均等相続です。長男の嫁には財産はいきませんが(寄与分制度あり)、権利としての財産分けは平等ということで、権利の主張は当然とされています。

親の介護は誰がするのかということですが、老いた親は死ぬまでたらい回しにされて老人ホームで寂しく亡くなるのでしょうか。

兄弟二人の場合、親がどちらかをひいきしたり、偏愛したりすることはよくあることであり、そのため生前に弟に財産分与や贈与を行ったとします。

兄はそれを知ると自分の分け前が減ってしまうとして遺産分割協議が難しく何年もかかることになってしまいます。

子供は少なくとも、兄弟姉妹間での相続の在り方は結構難しいようです。

国際化 バスケットボールの八村塁選手、100メートル走のケンブリッジ飛鳥選手など外国人との間に生まれたスポーツ選手が活躍しています。別の見方をすれば日本人と外国人との結婚が増えているということでしょうか。

親が外国に住んで外国に財産を残した場合などは、日本に国籍があれば、日本の法律が準拠されます。日本国籍がなくて外国に帰化していれば外国の法律が準拠されます。

外国に帰化しているなどの場合は個々の事情をよく調べる必要があります。

形式的公平、実質的公平とは

ここに3個のダンゴがあり、三人の者にこのダンゴを三人にひとつずつ分けてやるのが形式的公平である。しかし3人のうち2人は裕福で満ち足りているのに対し、一人は貧乏で腹をすかしているという場合、このダンゴをその一人に全部与えるというのが実質的公平である。民法では、相続分は妻が2分の1、子供も2分の1だが、「子供がいれば子供の相続分は相等しいとされている。これは形式的公平である。子供は立派に成長して生活している場合、自分が死んで一番困るのは老齢病弱な配偶者であるという場合、自分の遺産はすべて妻に相続させるというのが実質的公平である。世の中には一部の者に遺産を集中させるのが妥当と思える場合もある。農業や個人商店の後継者、老齢病弱な妻、心身に障害のある子どもなどのケースに見られる。

父が亡くなって母の所有する6千万円の土地を兄弟二人で相続する場合に、兄が全部相続したとします。

弟は2分の1の権利がありますので、兄は3千万の現金を渡す必要があるわけです。これを代償分割といいます。

代償分割には予め現金を準備する必要があります。それができなければ土地を売却して決済せざるを得ないことになります。



<h3>配偶者の税額軽減制度</h3> <p>相続税法では配偶者は内縁関係の方は含まれません。</p> <p>(1) 相続財産の法定相続分(1/2)と1億6千万円のいずれか多い方の金額</p> <p>(2) 実際取得金額</p> <p>(1)(2)のいずれか少ない金額が軽減される相続財産です。</p> <p>このため、配偶者が相続する場合は一人であっても、財産が約1億6千万円以下であれば、相続税額はかからないこととなります。</p> <p>(税額がなくても相続税の申告は必要です。)</p>	<h3>小規模宅地の特例</h3> <p>小規模宅地等については</p> <p>特定事業用宅地(80%減) 400㎡</p> <p>同族会社事業用宅地(80%減) 400㎡</p> <p>特定居住用宅地(80%減) 330㎡</p> <p>貸付事業用宅地(50%減) 200㎡</p> <p>これらの宅地について評価減が得られます。</p> <p>中小事業者にとっては、事業を営んでいる建物の敷地である土地は事業を継続するために欠かせないものです。このため相続した土地には特例が適用されるのです。</p> <p>親の家に相続後も引き続き住んでいく相続人にとって、被相続人の土地を引き継ぐことは生活に欠かせないものであります。このため居住を継続し、保有を継続する相続人には特例が設けられているのです。</p>
<h3>特定居住用宅地等</h3> <p>被相続人の居住の用に供されている宅地等で次の(1)(2)(3)のいずれかに該当する被相続人の親族が取得したものは80%の減額になる。</p> <p>つまり 330㎡までの評価1億円の土地は2千万円の評価になるということです。</p> <p>(1) 配偶者が取得</p> <p>(2) 被相続人と同居していた親族が取得して居住を継続、保有を継続</p> <p>(3) 被相続人と別居の親族が取得した場合(過去に自己の家屋、又は親族の家屋、同族会社の家屋に居住していない)</p>	<h3>遺言書</h3> <p>遺言書を残す必要がある場合。</p> <p>再婚した夫婦 連れ子がいるので複雑になりやすい。</p> <p>事実婚の夫婦 戸籍上の配偶者でないと相続できない。遺言で財産を残す必要があります。</p> <p>子供のいない夫婦 子供がいないと財産は兄弟への相続になります。それを避けるためには遺言をしておくべきであります。</p> <p>遺言の種類</p> <p>(1) 自筆証書遺言 平成30年民法改正により財産目録などをパソコンで作成できるようになりました。自筆証書遺言を公的施設などに保管してもらえらることになり、相続の時に遺言書の有無を確認できる制度ができています。</p> <p>(2) 公正証書遺言</p> <p>(3) 秘密証書遺言</p>
	<p>税理士紹介</p> <p>藤田明税理士事務所 税理士 藤田明</p> <p>三菱UFJ銀行退職後は綜通グループに勤務。現在は千葉県税理士会(市川支部)に所属。顧問先は不動産管理会社、地主さん、建設関係が多い。不動産の収益性分析や消費税還付案件など幅広く手掛けています。</p> 

相続贈与のご相談承ります。コロナ対策をして面談します。電話相談も可

当事務所へ電話で予約して下さい。当事務所で行います。又はZOOMによるパソコン会議も対応しています。

藤田明税理士事務所	〒 千葉県市川市菅野 4-13-1-305 TEL 047-325-0173	FAX 047-711-1613
Email: ayfujita@gaea.ocn.ne.jp	https://s49fujitax.com	